

北秋財 020002
令和8年1月30日

工事事業者 各位

北秋田市財務部長

労働者確保に要する間接費の設計変更の試行について(改正)

北秋田市における工事の円滑な施工を確保するため、労働者確保に要する間接費の設計変更を試行について令和6年3月25日付け北秋財030060において、通知しておりますが運用について改正いたします。

1. 運用

- (1) 地域外から労働者を確保するために要した間接費に対して、設計変更により対応可能とするため、必要に応じて受注者と協議のうえ適切な対応を行うこと。
- (2) 労働者を確保するための間接費の設計変更については、積算基準により率計上で積算した金額（共通仮設费率、現場管理费率により算出）相当では適正な工事の実施が困難な場合に、支出実績を踏まえて実績変更するものであるため、「労働者」は、近隣在住者も含め、すべての者が対象となること。
- (3) 具体的な設計変更の方法については、秋田県が定める運用方法及び「労働者を確保するための間接費の補正等」Q&A等に準ずること。
- (4) 本通知における「地域外」とは、工事場所が属する北秋田市及び一部隣接市町村（大館市、上小阿仁村）以外の地域とすること。

2. 適用

原則、令和8年4月1日以降に特記仕様書等に明示をし、公告、見積依頼を行う工事を対象とする。ただし、これまで本通知における地域外の対象外としていた能代市、仙北市、藤里町について、すでに契約済の工事については設計変更において対応するものとし、工事打合簿において協議を行うこととする。

なお、設計変更にあたり提出した資料等に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合があります。

この運用は当面の間は試行として行うものとし、必要に応じて見直す場合がある。